

青森大学における教育研究活動に関する行動規範

(趣旨)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）の教職員は、青森大学教職員倫理規程第2条に定める倫理行動基準を遵守しなければならない。特に研究活動に関しては関連する法律を遵守すると共に本学の教職員として以下に示す行動規範に従って研究活動を実施しなければならない。

(倫理行動規準)

第2条 本学の教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 教職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 教職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 教職員は、法令及び大学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならない。
- (4) 教職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 教職員は、勤務時間外においても、自らの行動が大学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(行動規範)

第3条 青森大学におけるすべての研究者（学外者を含む）は、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保するために、以下に示す研究活動に関する行動規範を遵守しなければならない。

(研究者の行動)

- (1) 青森大学（以下「本学」という。）に所属し、本学の施設を利用して研究を行っている者（以下「研究者」という。）は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に誠実に判断し行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すため最善の努力を行うとともに、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(研究者の責任)

- (2) 研究者は、自らが生み出す専門知識、技術の質を向上させる責任をもち、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康、社会の安全・安心及び環境の改善に

貢献する責任を有する。

(自己研鑽)

(3) 研究者は、自らの専門知識、技術の維持向上に努めるとともに、科学と社会及び自然環境の関係を広い視野から理解するよう研鑽に努める。

(説明と公開)

(4) 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するように努める。

(研究活動)

(5) 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、研究活動に関する行動規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん及び盗用等の研究上における不正行為を行わず、加担することのないよう努める。また、学術研究における研究資金は多くの人々の信頼の下に社会から負託されたものであることを認識し、不適切な受給及び使用等の不正行為が生じないよう、社会的良識をもって適切な管理・運営を行い、本学の社会的信頼性を損ねることのないように活動する。

(法令の遵守)

(6) 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、国内外の法令及び諸規程を遵守するし、研究支援人材に対し、研究倫理教育を受講させる。

(研究対象への配慮)

(7) 研究者は、個人の人格及び人権を尊重する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(差別の排除)

(8) 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、ハラスメント行為の排除に努め、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

(9) 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究活動のグローバル化への対応)

(10) 研究者は、従来の研究の公正、産学連携活動に伴う利益相反・責務相反のリスク管理並びに安全保障輸出管理等の研究遂行に係る法令及び学内規程等の遵守に加えて、外国の機関並びに大学との交流に伴う利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク等のマネジメントに努める。

(学生の指導)

(11) 研究者は、学生指導において、学生が研究者倫理を適正に理解し行動するように努

める。

(研究環境の整備)

(12) 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立や維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

(不正行為への措置と対応)

(13) 研究者は、不正行為の防止に努めるとともに、もしも不正行為が行われた場合には、毅然と対処し、その是正に努めなければならない。

(改廃)

第4条 この規範の改廃は、学長が行う。

附 則

この規範は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規範は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規範は、令和3年3月16日から改正施行する。

附 則

この規範は、令和5年3月29日から改正施行する。

附 則

1 この規範は、令和7年6月25日から改正施行する。

2 青森大学における研究活動に関する行動規範は、青森大学における教育研究活動に関する行動規範に改める。